

P6、7 便利だけど危険がいっぱい インターネットショッピング — 「通信販売」 —

**学習目標** インターネットショッピングのトラブルを知り、安全に利用できるようになり、加害者にもならないようにルールを知る。

インターネットショッピングは『特定商取引に関する法律』の「通信販売」にあたること、契約の成立時期、返品制度、申込むときの注意点や支払いの際に気をつけることを理解させます。

インターネットショッピング — 「通信販売」

冊子の事例1

昨日ジャケットが届いたけれどイメージが違う。返品するにはクーリング・オフすればいいって習ったような…

冊子の事例2

欲しかったものがインターネットで安く販売していたので申込み、代金を振り込んだ。3週間たっても届かなかったの、電話をかけたが繋がらずメールをしても返事が来ない。

他の事例

1. ブランド品を買ったつもりだったのに、海外から偽物が届いた。
2. インターネットショッピングで届いた電気製品を通電後、返品したいと事業者連絡したが、返品できないと断られた。

契約前のチェックポイント

- 事業者の確認をする。『特定商取引に関する法律』の**広告表示規制**

メールアドレス以外の連絡手段(住所、電話番号など)の記載があるか確認する。

事業者の評価を調べ、信頼できる事業者か確認する。

- “**返品に関する表示**”を確認する。

返品できる場合は、返品の条件(送料の負担、返品可能期間、その他未使用・未開封・通電不可など)が表示されています。

“返品に関する表示”がない場合は、商品到着後8日間は返品できるとされています。

クーリング・オフと違い、送料は原則**消費者負担**です。

- 前払いのリスクを避ける**支払い方法は選べないか**確認する。

後払い・代引き・**エスクローサービス**

- 個人情報を入力しても安全なサイトか**確認する。

ネット上で個人情報を入力し転送する際に、**SSL サービス**を使用しているか確認する。



インターネットショッピングは、TV通販、雑誌、カタログ通販と同じ『特定商取引に関する法律』の「通信販売」にあたります。  
「通信販売」にはクーリング・オフ制度はありません。

『電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律(電子契約法)』(冊子 P7参照)

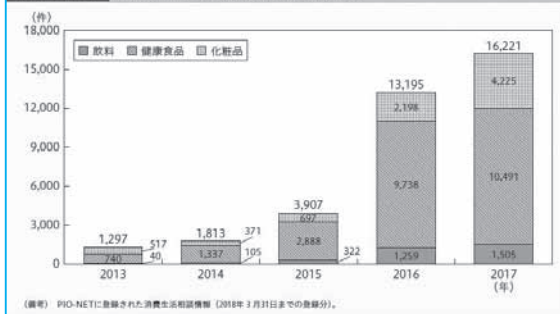
消費者がインターネットで申込みを行うに際して、その内容を確認する措置を事業者が講じなかった場合、消費者の操作ミスによる申込みは無効になります。

※契約の成立時期は、事業者から「承諾」の通知が消費者に届いたときです。

定期購入

ダイエット食品や化粧品などで「初回安価」を強調し、「定期購入」であることがわかりにくいために、トラブルが発生しています。画面が小さいスマートフォンでは特に注意が必要です。販売者は申込・確認画面上にて定期購入である旨、支払総額、契約期間、商品の引き渡し時期を表示する義務があります。

図表1-1-4-6 「定期購入」に関する消費生活相談件数



~模倣品を販売するウェブサイトを見抜く 4つのチェックポイント~ 消費者庁

1. 正確な運営情報(運営者氏名・住所・電話番号)が記載されていない!?  
連絡手段がEメールしかないウェブサイトは危険です!!
2. 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている!?  
お買い得すぎる商品、本当に本物ですか…?
3. 日本語の表現が不自然である!?  
機械翻訳のような日本語が使われていませんか…?
4. 支払い方法が銀行振込のみとなっており、クレジットカードが利用できない!?  
銀行振込は、一旦振り込むとお金を取り戻すことは極めて困難です!!

インターネットで契約するときは商品や値段だけではなく、事業者・返品制度もチェック!!

